

資料2

# 平成26年8月20日 広島土砂災害 政府現地対策本部の活動

平成26年9月24日

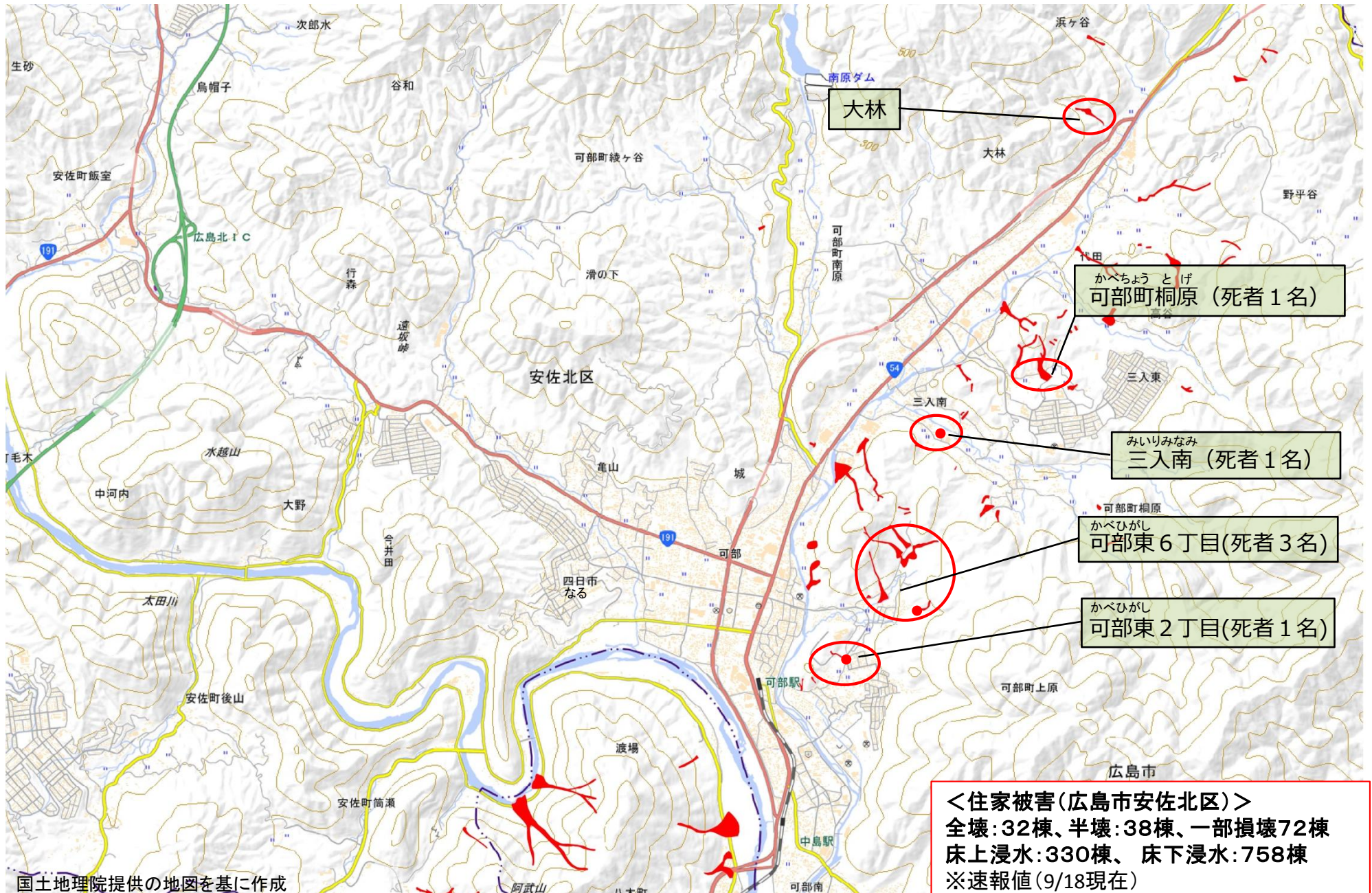


内閣府(防災担当) 企画官 中込 淳





# 平成26年8月20日 広島土砂災害 被災箇所(広島市安佐北区)





# 広島土砂災害 被災箇所（八木・緑井地区） 1/2

避難勧告エリアは9月5日時点

地理院地図  
GSI Maps





# 広島土砂災害 被災箇所（八木・緑井地区） 2/2

避難勧告エリアは9月5日時点

地理院地図  
GSI Maps





# 広島土砂災害 被害状況(八木3丁目付近)

八木3丁目七軒屋第二踏切付近(8月22日撮影)



八木3丁目県営住宅付近(8月22日撮影)

八木3丁目県営住宅付近(8月22日撮影)



八木3丁目レジデンス梅林付近八木用水(9月2日撮影)



# 広島土砂災害 被災状況(緑井地区、八木8丁目地区付近)



# 平成26年8月20日 広島土砂災害 政府の対応等

8月20日（水）	午前3時～5時頃 発災 04:15 安佐北区の一部に避難勧告 06:30 広島県知事から自衛隊に災害派遣要請 13:40 政府現地対策室設置	03:30 広島市災害対策本部設置 04:30 安佐南区の一部に避難勧告 06:40 警察 広域緊急援助隊派遣指示 政府調査団(20日～21日、古屋大臣)	災害救助法、被災者生活再建支援法の適用決定
8月21日（木）	罹災証明交付開始		
8月22日（金）	09:00 非常災害対策本部設置(本部長:古屋大臣) ボランティアセンター開設(安佐南区地域福祉センター、安佐北区総合福祉センター)	14:00 政府現地対策本部設置(本部長:西村副大臣) DPAT(災害派遣精神医療チーム)現地入り	
8月24日（日）	公営住宅入居募集受付開始		
8月25日（月）	安倍総理、現地視察	政府現地対策本部に「被災者支援チーム」を設置	行方不明者28名の氏名公表
8月26日（火）	国、県、市による応急復旧連絡会議発足、現地調査実施	国交省による市道等の土砂撤去開始	
8月30日（土）	国交省TecForceによる土砂災害危険個所の1次点検結果公表		
8月31日（日）	安佐北区全域、安佐南区山本・長東西の避難勧告解除		
9月1日（月）	JR可部線開通	避難所となっていた小学校8校について梅林小学校を除いて再開	
9月2日（火）	安佐南区八木・緑井地区について一部を除き避難勧告解除		
9月3日（水）	土砂災害法に基づく基礎調査結果公表(広島県)		
9月5日（金）	激甚災害指定、閣議決定	広島市災害関連補正予算決定	応急復旧計画公表(応急復旧連絡会議)
9月7日（日）	応急復旧計画等、地域説明会 開催		
9月8日（月）	梅林小学校再開		
9月9日（火）	政府現地対策本部を政府現地連絡調整室に改組		
9月10日（水）	行方不明者の一斉捜索		
9月11日（木）	自衛隊災害派遣終了	広島市、8.20豪雨災害における避難対策等検証部会 開催	

警察・消防・自衛隊により

2000

5

3500

人規模で捜索活動実施



# 平成26年8月20日 広島土砂災害 政府現地対策本部

政府現地対策本部(8月22日設置(8/20に設置した政府現地対策室(室長:内閣府審議官、17名体制)から改組)9月9日まで)

本部長:内閣府副大臣 西村康稔 約30名体制

内閣府防災、警察庁、消防庁、文科省、厚労省、農水省、林野庁、国交省、国土地理院、海上保安庁、林野庁、気象庁、環境省、防衛相、自衛隊

設置場所:広島市役所2F講堂(8/26に広島県庁北館4Fから移動)



広島市役所2F講堂 政府現地対策本部



広島県庁北館4F 政府現地対策本部



# 広島土砂災害での政府現地対策本部の活動

国・県・市合同会議の設置(毎朝、市役所にて実施)



## 政府現地対策本部の活動

- ・現地での各種情報の収集・整理
- ・各種活動の調整
  - 行方不明者の氏名公表への調整
  - 応急復旧にかかる国による支援の検討
  - 災害廃棄物処理に関する調整
  - 捜索活動と応急復旧の調整
  - 二次災害防止のための措置の調整
  - ボランティア活動と行政対応の調整等
- ・各種被災者支援活動への助言、技術支援
  - 避難所開設・運営(毛布、段ボールベッド、食糧、給水)
  - 被災者ニーズの把握、相談窓口開設
  - 自衛隊等による入浴支援等
- ・国関係者等の現地視察等への対応

## 1. 捜索活動:

警察、消防、自衛隊による合同捜索(八木指揮所で捜索活動調整)



## 2. 応急復旧:

国、県、市による応急復旧(土砂撤去、水路確保、土嚢設置等)の実施



## 3. 被災者支援:

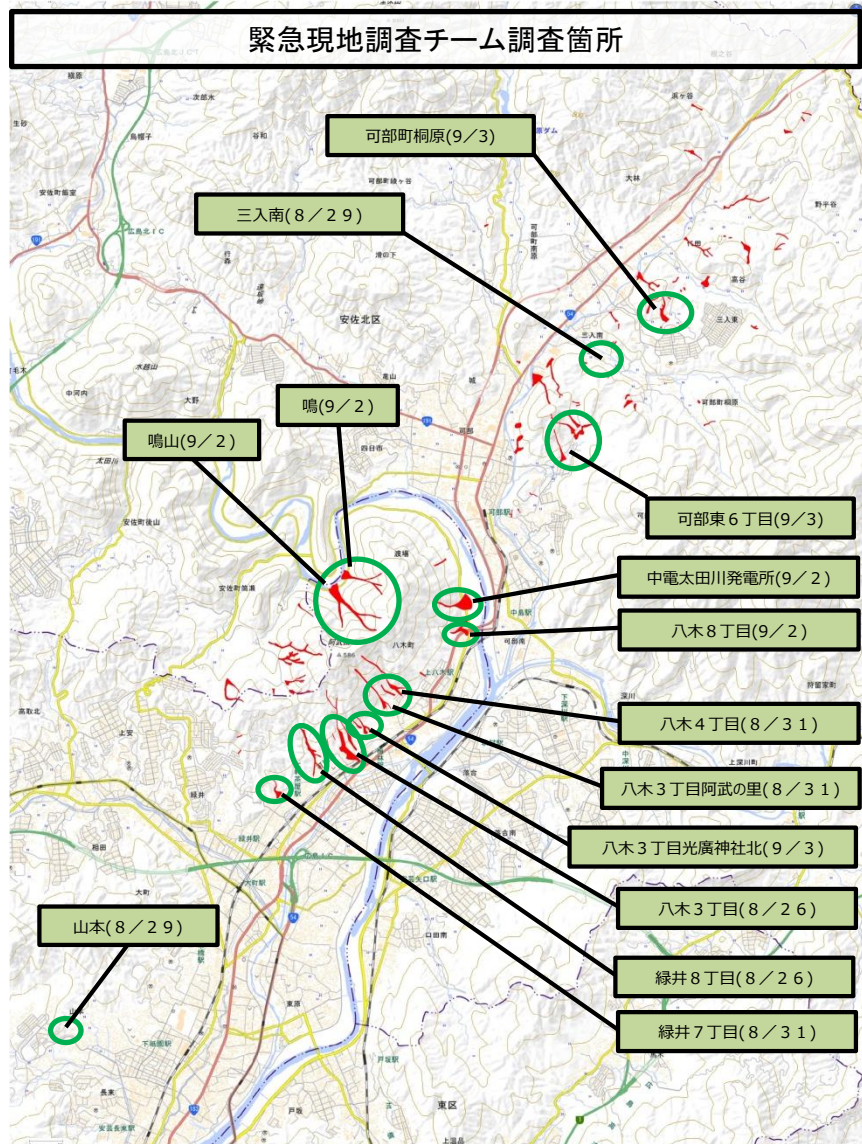
避難所開設・運営、住宅確保等の被災者支援に対する技術的支援





# 応急復旧計画の策定(緊急現地調査チームによる現地調査)

日常生活を支える道路の土砂・巨石の撤去等の応急復旧の方策を検討するため、国(Tec-Force)、県、市の技術者で構成する緊急現地調査チームによる現地調査を実施





# 応急復旧計画の策定

国・県・市の技術者で構成する緊急現地調査チームによる現地調査結果を踏まえ、各箇所ごとの応急復旧計画を国・県・市、一体となって策定





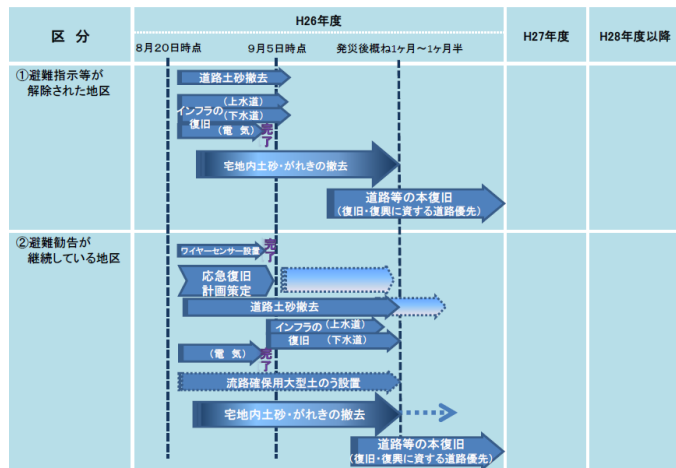
# 応急復旧計画の策定

9月5日、市長、知事、本部長により、発災から1か月から1か月半で実施する「応急復旧計画」を公表

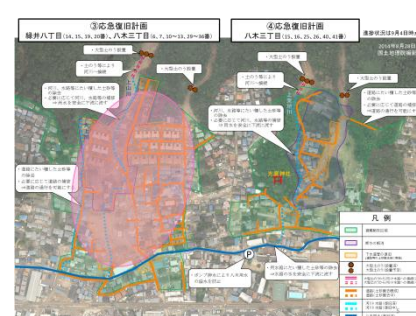
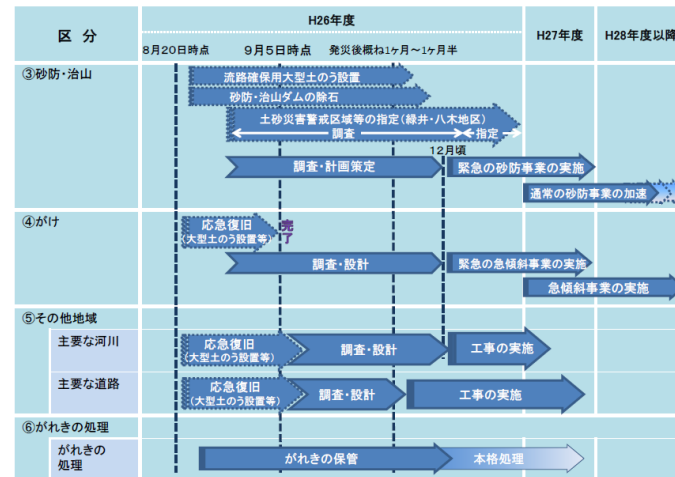
1. 土砂災害にかかる復旧工程
2. 応急復旧計画
3. 応急復旧の進捗状況

八木緑井地区 土砂撤去等実施エリア位置図  
 八木緑井地区 国交省土砂撤去進捗状況  
 八木緑井地区 広島市土砂撤去進捗状況  
 八木緑井地区 国交省八木用水進捗状況  
 八木緑井地区 農水省八木用水進捗状況  
 八木緑井地区 国交省土のう設置進捗状況  
 安佐北区 土砂撤去等実施エリア位置図  
 安佐北区 土砂撤去等進捗状況

8.20土砂災害に係る復旧工程(概略)



8.20土砂災害に係る復旧工程(概略)








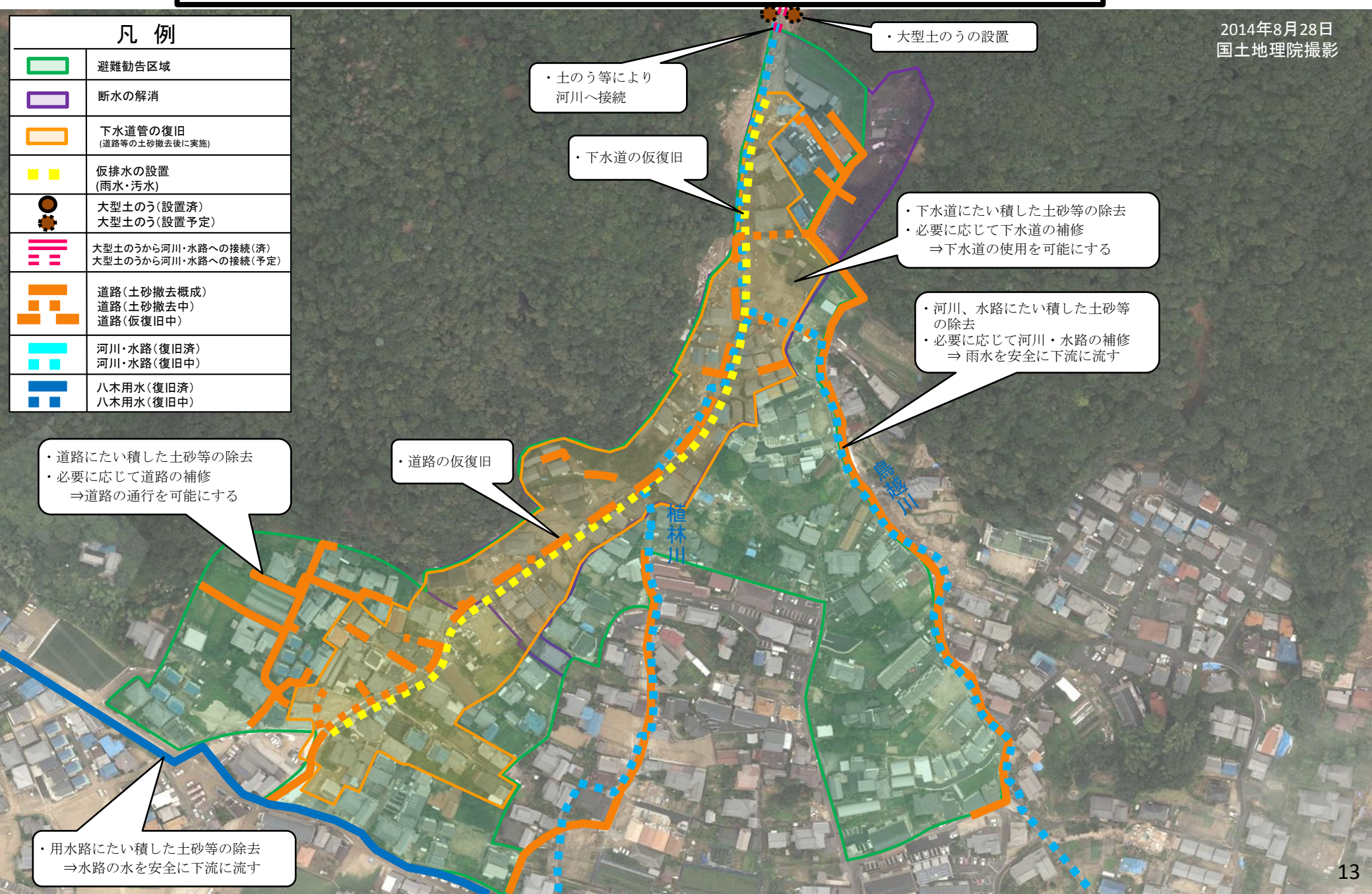


# ② 応急復旧計画 緑井八丁目 (7~9、25、28~32、34、36番)

進捗状況は9月4日時点

2014年8月28日  
国土地理院撮影

凡例	
	避難勧告区域
	断水の解消
	下水道管の復旧 (道路等の土砂除去後に実施)
	仮排水の設置 (雨水・汚水)
	大型土のう(設置済) 大型土のう(設置予定)
	大型土のうから河川・水路への接続(済) 大型土のうから河川・水路への接続(予定)
	道路(土砂除去概成)
	道路(土砂除去中)
	道路(仮復旧中)
	河川・水路(復旧済)
	河川・水路(復旧中)
	八木用水(復旧済)
	八木用水(復旧中)



・土のう等により  
河川へ接続

・大型土のうの設置

・下水道の仮復旧

・下水道にたい積した土砂等の除去  
・必要に応じて下水道の補修  
⇒下水道の使用を可能にする

・河川、水路にたい積した土砂等の除去  
・必要に応じて河川・水路の補修  
⇒雨水を安全に下流に流す

・道路にたい積した土砂等の除去  
・必要に応じて道路の補修  
⇒道路の通行を可能にする

・道路の仮復旧

・用水路にたい積した土砂等の除去  
⇒水路の水を安全に下流に流す



# 課題

## ◎初動

### ○避難勧告発出の遅れ

空振り恐れず、明確な基準(今後の気象予測を勘案して対応△)

### ○避難勧告等の情報提供

確実に届く情報ツールとその運用(体制を含む)

### ○避難所、避難場所の開設、周知

早い時期からの開設、開設体制 避難所・避難場所の周知、種別の周知

夜間対応の困難さ

## ◎事前防災

### ○土砂災害防止法、警戒区域(イエロー)、特別警戒地域(レッド)指定の遅れ

資産価値が下がる、調査労力大

### ○山裾までの開発

### ○砂防事業の遅れ

住民周知・  
住民理解

## ◎その他

### ○避難勧告解除:安全確認 何が達成されたか

### ○捜索活動:死者・行方不明者の把握、行方不明者の公表、狭い道路

### ○応急復旧:インフラの損傷調査(一斉に実施、分母を早期に把握)

### ○被災者支援:被災者ニーズの把握、総合窓口設置(ワンストップ)

### ○ボランティア:ニーズ把握、きめ細やかなマッチング、ボランティア活動支援

### ○特別警報等の防災気象情報:より精度高く、よりピンポイントで、情報の意味の周知・理解







# 大学、研究機関等の活動

○次の災害、今後の災害のために必要なこと

○当該災害のために必要なこと

\* 安全確認、危険度判定

搜索活動、応急復旧等にかかる二次災害の防止  
避難勧告解除、住民の安全・安心の確保

\* 応急復旧方策の検討

体制、責任論をどうするか

(ある程度の) ゼネラリストの育成

- ・ テック・フォースや応急危険度判定士などとの連携、支援、役割分担
- ・ いずれにしても日頃から（緊急時は特に）「行政」との連携が不可欠



## 目的

〔平成26年2月現在;50名の学識者で構成〕

- ◆九州管内における国土交通省所管の河川・道路・砂防施設等が、災害等により損傷した場合の調査・復旧方法、適切な災害復旧工法の選定、災害復旧の手続き等に関する指導・助言等を、施設等管理者に行う。
- ◆直轄道路施設の機能保全に必要な対策および管理計画等に関する指導・助言等を、施設等管理者に行う。

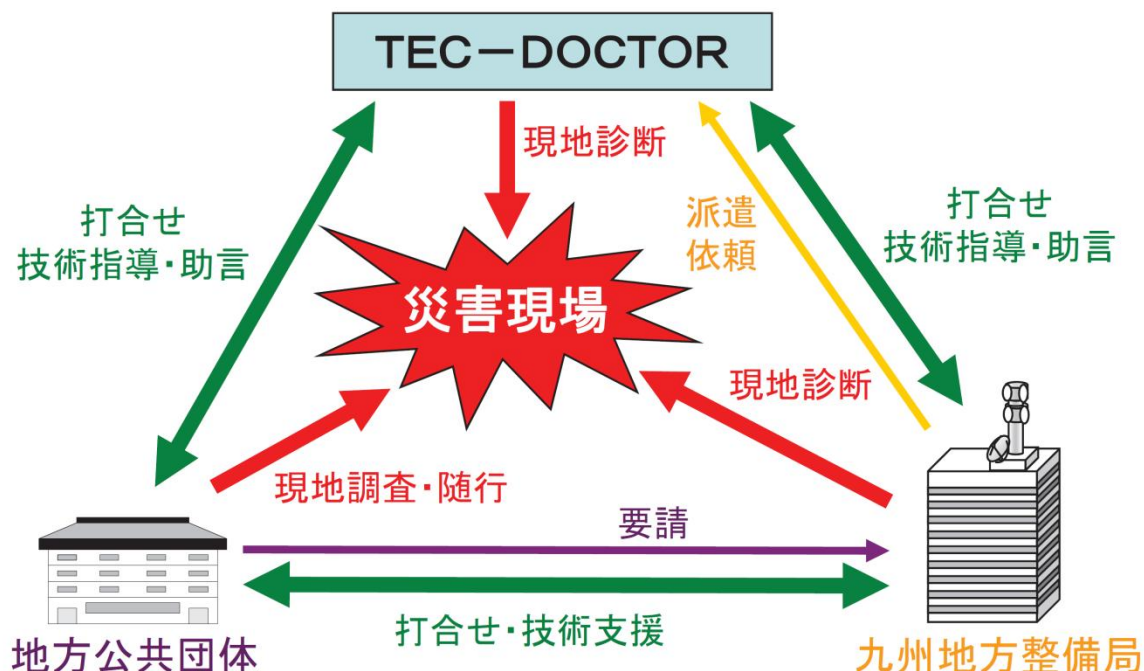


平成24年九州北部豪雨  
国道57号滝室坂 斜面崩壊現場の診断状況



橋梁のコンクリート損傷箇所の診断状況（平成24年度）

## 【TEC-DOCTORによる指導・助言のイメージ】



## 【制度の設置・運営要領改正経緯】

- ・平成20年6月30日に設置（道路防災ドクターから対象拡大）
- ・平成23年11月1日に要領改正（最新）